

高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者 県内において、高知県中小企業等融資制度の対象となる事業を営む事業者をいう。ただし、農林漁業、金融・保険業であって、津波避難対策上、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者 市町村との間で津波避難施設の指定に関する協定を締結している民間事業者（以下「間接補助事業者」という。）が当該施設の整備事業を実施する場合に、当該民間事業者に補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する市町村とする。

(3) 津波避難施設 間接補助事業者が所有する建築物等のうち、津波発生時に従業者及び入所者（以下「従業者等」という。）だけでなく、地域住民等も避難することができる施設として次のいずれにも該当するものをいう。

ア 県が公表した南海トラフの巨大地震による津波浸水予測域の区域に新設し、又は現存する建築物であり、津波避難施設の場所が避難者の安全を確保することができる高さに整備することができる建築物であること。ただし、市町村長が特に認める場合は、この限りでない。

イ 昭和56年6月1日以降の建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に規定する構造基準（以下「新耐震設計基準」という。）に適合すること。

ウ 従業者等以外に地域住民等が避難する場所として100平方メートル以上確保することができること。

エ 間接補助事業者が津波避難施設として市町村の指定を受け、使用させることについて、市町村と協定を締結することができること。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、間接補助事業者が所有する建築物を従業者等だけでなく、地域住民等の命を守るための津波避難施設として整備する経費に対して市町村が補助する場合に、予算の範囲内で補助金を交付することにより、南海トラフ地震等の発生直後に襲ってくる津波による被害の軽減を図る。

(事業実施主体、補助対象経費及び補助率等)

第4条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業に着手しようとする日（入札により施工者の選定を行う場合は入札予定日、入札により施工者の選定を行わない場合は契約予定日）の20日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書に別記第2号様式による事業計画書、別記第3号様式による収支予算書及び第4号様式による間接補助事業者の知事あて誓約書兼同意書を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するために、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）補助事業の内容及び経費の配分等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）をしようとする場合は、事前に別記第5号様式による事業変更（中止又は廃止）申請書に別記第2号様式による変更事業計画書、別記第3号様式による変更収支予算書を添えて知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。

（2）補助事業者が予定の期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に書面で報告し、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第5号様式による事業変更（中止又は廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

（4）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（5）補助事業の収入及び収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

（6）補助金の額が確定し、支払が完了した後において、補助金の補助対象経費の全部又は一部が他の補助事業の対象となり、その補助金が交付された場合は、別記第6号様式により知事に報告し、既に確定し、支払った補助金について、他の補助事業で受けた補助金相当額を、補助金の額を限度として、知事の指示により速やかに県に返還しなければならないこと。

（7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第7号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（8）前号の規定により財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者収入が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずる

ことができる。

- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前号の条件を付さなければならないこと。
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税の滞納がないことを確認しなければならないこと。
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に高知県に対する税外未収金債務の滞納がないこと及び県の補助事業担当課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する間接補助事業者の同意を、別記第4号様式による誓約書兼同意書により、確認しなければならないこと。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、第5条第1項の補助金交付申請書又は前条第1号の変更申請書の提出があった場合は、速やかに審査その他必要な調査を行い、補助金の交付又は変更が適当であると認めるときは、別記第8号様式による補助金交付決定通知書又は別記第9号様式による補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(実績報告書等)

- 第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第10号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、別記第2号様式による事業報告書及び別記第3号様式による収支決算（見込み）書を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。
 - 4 補助事業者は、補助事業が完了した後に第2条第2号エの規定に基づいて津波避難施設としての指定を受けたときは、別記第12号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条第1項の補助事業等実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必

要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第13号様式による確定通知書を当該補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(繰越承認申請等)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第14号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、別記第15号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第16号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(報告、検査等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は資料の提出その他必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第5号から第8号、第8条第2項から第4項まで、第11条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費		事業実施 主体	補助 事業者	補助率及び 補助限度額
外付け階段の設置に係る経費 屋上フェンスの設置に係る経費 屋上デッキの設置に係る経費 避難案内看板の設置に係る経費 誘導灯・照明等の設置に係る経費 自動解錠装置等の設置に係る経費 津波避難タワーの設置に係る経費 備蓄倉庫の設置に係る経費 これらの設置に伴う補強工事費 （耐震改修工事は含まない。津波 避難施設設置に伴う荷重に対応す ための工事） 国土交通省の津波に対する安全性 の基準の診断に係る経費（※施設 整備を同時に行う場合に限る。）	委託料 工事請負費	民間事業者	市町村	補助率は市町村が補助する額の2分の1以内とし、補助限度額は1,000万円とする。

（注1）補助対象経費が50万円未満のものについては、補助対象外とします。

（注2）補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

別表第2（第6条、第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。